

令和6年度「危険物安全週間」実施要綱

【京都中部広域消防組合】

1 目的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、一般住民に対しても危険物の安全な貯蔵及び取扱いを啓発することを目的とする。

2 期間

令和6年6月2日（日）から6月8日（土）までの7日間

3 推進標語（令和6年度危険物安全週間推進標語）

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球^{ほし}」

4 重点事項

（1）危険物施設における保安体制の整備促進

ア 危険物施設における事故防止の取組の推進

イ 危険物施設における安全確保に向けた保安体制の整備

ウ 危険物施設における地震対策の再検証及び地震被害軽減対策の推進

エ 「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（令和5年3月17日付け消防危第59号 消防庁危険物保安室長）に掲げる重点項目に沿った事故防止対策の徹底

（2）危険物の保安に対する意識の啓発

ア 危険物安全週間の周知による危険物の保安に対する意識の啓発並びに危険物の取扱いに伴う火災危険性及び危険物を安全に取り扱うための知識の周知

イ 本週間への積極的な取組の推進

5 実施事項

（1）危険物関係事業所等への本週間の実施に係る協力依頼

（2）各種広報媒体を通じた危険物の保安の確保の重要性に関する広報及び啓発活動の実施

（3）火災及び流出事故が発生した場合に人的被害を及ぼす確率が高いことから、その発生率等の高い傾向がある製造所、取扱所に対する重点的な査察の実施

（4）危険物関係事業所等の消防訓練の実施